

■令和7年度下半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	市民生活部	市民政策課	大東シニア総合大学運営業務	特定非営利活動法人 環境デザイン・エキスパート・ネットワーク	¥6,809,000	令和8年3月18日	令和8年3月18日	令和9年3月31日	第2号	大東シニア総合大学運営事業は、特定非営利活動法人環境デザイン・エキスパート・ネットワークが行っている専門的な知識と長年の経験に基づく独自事業であり、当該事業者でなければ円滑な事業運営を実施することができない。性質・目的が競争入札に適しないため随意契約を行うもの。
2	市民生活部	市民政策課	大東市物価高騰対策民生生活支援業務	株式会社JTB 大阪第三事業部	¥59,856,280	令和8年2月20日	令和8年2月20日	令和8年7月31日	第5号	物価高騰による市民生活への影響は非常に深刻であり、その対策は市民の生活安定を図る上で喫緊の課題となっている。これを受けて、一刻も早く給付事業を実施しなければならないという強い要請のもと、令和8年1月19日の大東市議会特別議会において、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用する案として本事業が提案され、令和8年3月より順次給付を開始することが決定された。 物価高騰は住民の生活基盤を根底から揺るがし、こと生活困窮者にとっては生命の危機にも及ぶ深刻な状況である。物価高騰に直面する全市民に迅速に支援を行うため、物価高騰が市民生活に著しい影響を及ぼしている現状を非常緊急の事態と捉え、当該給付事業は応急の措置であると考えられる。併せて他市の即応体制も鑑みれば、競争入札に付している、目的である迅速な支援、早期支給という「期」を確実に逃し、市民の困窮をさらに深める結果を招くため、達成は困難である。 また、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」は、政府により物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、国において令和7年12月16日に、重点支援地方交付金(推奨事業メニュー)2兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)が計上された令和7年度補正予算が成立したことから、地方自治体に今年度追加で交付が行われるものである。そのため、この交付対象事業は、「地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業」であり、令和7年度中の事業実施が必須となっている。 以上の理由により、緊急の必要性が高く、かつ競争入札に付することができないため地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約を締結するものである。 (なお、国の「令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー)地方公共団体職員向けQ&A」1-25においても「物価高の影響を受ける低所得者に迅速に支援を行うもの」であり、例えば競争入札の方法による手続きではその時期を失するなど、緊急の必要があると認められる場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約を締結することができるものとする」との記載あり)。
3	市民生活部	市民課	戸籍業務関連システム保守業務委託	日本電気株式会社 関西支社	4,126,980円	令和7年10月1日	令和7年10月1日	令和8年1月31日	第2号	本市はNEC(日本電気(株))の戸籍システムを使用している。当該機器の保守作業に、必要な知識及び技術を有しているのは、NECのみであるため随意契約を行うもの。
4	市民生活部	市民課	戸籍業務関連システム標準化後保守業務委託	日本電気株式会社 関西支社	3,275,448円	令和8年2月1日	令和8年2月1日	令和8年3月31日	第2号	本市はNEC(日本電気(株))の戸籍システムを使用している。当該機器の保守作業に、必要な知識及び技術を有しているのは、NECのみであるため随意契約を行うもの。

■令和7年度下半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
5	市民生活部	市民課	戸籍システム振り仮名一括職権記載業務委託	日本電気株式会社 関西支社	2,948,000円	令和8年1月15日	令和8年1月15日	令和8年3月31日	第2号	本市はNEC(日本電気(株))の戸籍システムを使用している。当該機器に必要な知識及び技術を有しており、委託内容の履行が可能であるのはNECのみであるため随意契約を行うもの。
6	市民生活部	環境室	水銀使用製品一般廃棄物再資源化業務	野村興産株式会社 興隆産業株式会社 鹿乾電池等処理共同企業体	単価契約	令和8年3月30日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	水銀使用製品廃棄物(一般廃棄物)の適正な回収及び処分については、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」により規定されており、当該法律に基づき、適正な収集運搬及び処理処分を行わなければならないこととされている。 水銀使用製品廃棄物(蛍光灯、乾電池、水銀温度計、水銀体温計、水銀血圧計等)全般について一括して収集運搬及び処理処分ができ、かつ環境負荷がより低減される水銀リサイクルを行える事業者は、野村興産株式会社しか存在しないため。
7	市民生活部	環境室	家庭系ごみ収集運搬業務	有限会社山本組 株式会社船本衛生 有限会社堤衛生	949344000	令和8年3月30日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	当該委託業者は、昭和38年から本市のごみ収集に携わっているため、本市ごみ処理計画を熟知し、それを履行するための作業人員や収集車両を十分に確保し、本市の応急的な指示にも迅速且つ的確に対応し、収集作業に欠かすことのできないごみ集積場の場所を正確に把握し、本業務を遅滞なく安定的、継続的且つ確実に実施する上で信頼できる者である。 また、本業務が1日の停滞もなく適正に実施されるには、収集車両の運行経費、運転や収集作業に携わる者の人件費その他、車庫や事務所の賃借料など、管理運営のための多大な経費が必要であること等に鑑み、一般廃棄物の廃掃法施行令第4条第1項により、一般廃棄物の収集運搬を自治体以外の者に委託する場合の基準として、「受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」と規定されているところである。 令和5年1月20日付け「大東財管第816号」総務部長より発出された「契約事務の適正な執行について(通知)」及び「随意契約ガイドライン」において、「契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断して行うこと。」また地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適用しないとき)では「イ 特殊の性質を有する品物を買入れ、若しくは特別の目的がある契約で品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき」と示されており、当該業務はこれに当たるものである。 以上の理由により、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適用しないとき)イ(特殊の性質を有する品物を買入れ、若しくは特別の目的がある契約で品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき)の規定に基づき、随意契約するもの。

■令和7年度下半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
8	市民生活部	環境室	事業系ごみ収集運搬業務	有限会社山本組 株式会社船本衛生 有限会社堤衛生	単価契約	令和8年3月30日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	<p>当該委託業者は、昭和38年から本市のごみ収集に携わっているため、本市ごみ処理計画を熟知し、それを履行するための作業人員や収集車両を十分に確保し、本市の応急的な指示にも迅速且つ的確に対応し、収集作業に欠かすことのできないごみ集積場の場所を正確に把握し、本業務を遅滞なく安定的、継続的且つ確実に実施する上で信頼できる者である。</p> <p>また、本業務が1日の停滞もなく適正に実施されるには、収集車両の運行経費、運転や収集作業に携わる者の人件費その他、車庫や事務所の賃借料など、管理運営のための多大な経費が必要であること等に鑑み、一般廃棄物の廃掃法施行令第4条第1項により、一般廃棄物の収集運搬を自治体以外の者に委託する場合の基準として、「受託者が受託業務(非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。)を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に相当の経験を有する者であること。」と規定されているところである。</p> <p>令和5年1月20日付け「大東財管第816号」総務部長より発出された「契約事務の適正な執行について(通知)」及び「随意契約ガイドライン」において、「契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断して行うこと。」、また地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないとき)では「イ 特殊の性質を有する品物を買入れ、若しくは特別の目的がある契約で品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき」と示されており、当該業務はこれに当たるものである。</p> <p>以上の理由により、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないとき)イ(特殊の性質を有する品物を買入れ、若しくは特別の目的がある契約で品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき)」の規定に基づき、随意契約するもの。</p>

■令和7年度下半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
9	市民生活部	環境室	大東市済通データ化等処理業務 環境室 OCR帳票追加業務	株式会社りそな銀行	¥4,009,158	令和7年11月10日	令和7年11月10日	令和8年1月9日	第2号	<p>市民が公金を納付された後の収納済通知書については、本市における消込処理の効率化を図るため、電子データ化処理及びこれに付随する業務を「収納済通知書データ化等処理業務」として、本市収納代理金融機関である株式会社りそな銀行へ委託している。当該業務は、OCR処理、消込データ作成、財務会計システムデータ作成、イメージデータ作成、成果物のLGWAN経由での納品、紙の収納済通知書の5年6ヵ月分の保管等からなるものであり、全収納代理金融機関から指定金融機関に日々集約される収納済通知書を取り扱う業務である。よって、本市指定金融機関りそな銀行以外には実施することができないため、同行に随意契約により業務委託を行っている。</p> <p>この度、本市の基幹システムを、国が定めた「標準準拠システム」へ移行するにあたって収納済通知書を新様式に変更するため、新様式で上記業務を遂行できるよう、新たに、OCRデータコンバート追加、導入テスト、チェックデジット算出方法変更、エントリー用新規画面追加、OCR読取データ追加等の業務が必要となる。本業務は、「収納済通知書データ化等処理業務」と一体不可分の業務であり、株式会社りそな銀行以外には実施することができないため、同行に業務委託を行うもの。</p>